改正後(R7.4.1適用)

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節総則

 $1-1-1 \sim 1-1-5$  [略]

1-1-6 施工計画書

1 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員等に提出しなければならない。

受注者は施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員等がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督員等の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1)工事概要
- (2)計画工程表
- (3)現場組織表
- (4)主要機械
- (5)主要資材
- (6)施工方法(施工機械、仮設備計画、工事用地等含む)
- (7)施工管理計画(段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を含む)
- (8)安全管理
- (9)緊急時の体制及び対応
- (10)交通管理
- (11)環境対策
- (12)現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用と建設副産物の適正処理方法
- (14)過積載防止対策
- (15)関係者との協議予定
- (16) 法定休日・所定休日(週休2日の導入)
- (17) その他(建設リサイクル法の告知書、資源リサイクル法の再生資源利用(促進)計画書等)

 $2 \sim 3$  「略]

 $1-1-7 \sim 1-1-61$  [略]

第2章 材料 「略]

第3章 施工共通事項 「略]

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節総則

 $1-1-1 \sim 1-1-5$  [略]

1-1-6 施工計画書

1 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員等に提出しなければならない。

改正前 (R6.10.1 適用)

受注者は施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員等がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督員等の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1)工事概要
- (2)計画工程表
- (3)現場組織表
- (4)指定機械
- (5)主要船舶・機械
- (6)主要資材
- (7)施工方法(施工機械、仮設備計画、工事用地等含む)
- (8)施工管理計画(段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を含む)
- (9)安全管理
- (10)緊急時の体制及び対応
- (11)交通管理
- (12)環境対策
- (13)現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用と建設副産物の適正処理方法
- (15)法定休日・所定休日(週休2日の導入)
- (16)その他

 $2 \sim 3$  「略]

 $1-1-7 \sim 1-1-61$  [略]

第2章 材料 「略]

第3章 施工共通事項 「略]